

第33回国民文化祭・おおいた2018
第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会
「おおいた大茶会」ロゴマーク使用要領

第1（趣旨）

この要領は、第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会（以下「文化祭」という。）の「おおいた大茶会」ロゴマークの使用に関し必要な事項を定める。

第2（定義）

この要領においてロゴマークとは、別紙のデザイン（商標登録手続き中）並びにこれらを展開したものとする。

第3（使用届）

ロゴマークを使用しようとするものは、あらかじめ「おおいた大茶会」ロゴマーク使用届出書に必要な書類を添付して、第33回国民文化祭大分県実行委員会、第18回全国障害者芸術・文化祭実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- （2）公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が使用するとき。
- （3）大分県内各市町村に設置された第33回国民文化祭及び第18回全国障害者芸術・文化祭の実行委員会が使用するとき。
- （4）新聞、テレビ等報道機関が報道目的で使用するとき。
- （5）第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会協賛募集要綱に基づき、物品協賛の申込を行い会長より受理された企業及び団体が使用するとき。
- （6）その他会長が適当と認めるとき。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

第4（届出の受理）

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理し、受理通知書を交付するものとする。

- （1）文化祭の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

- (2) ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (6) 文化祭の事業又は会長が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (8) その他会長が不相当と認めたとき。

第5（使用料）

使用料は無料とする。

第6（使用の際の遵守事項）

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用にあたっては、「おおいた大茶会」ロゴマーク使用マニュアルの適用を遵守すること。
- (2) 届け出た用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (3) 当該使用に係る商品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、会長は一切の責任を負わないものとする。

第7（損失補償等の責任）

会長は、当該ロゴマークの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

第8（使用の禁止）

ロゴマークの使用方法等について、会長が不相当と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年 9月4日から施行する。

別紙

第33回国民文化祭・おおいた2018
第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会
「おおいた大茶会」ロゴマーク

